

判決年月日	平成19年7月19日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成18年（行ケ）10519号 平成19年（行ケ）10091号		
○商標法4条1項11号の類似する商標についての判断に誤りがあるとして，審決をいずれも取り消した事例。			

（関連条文）

商標法4条1項11号

（事案の概要）

原告は京都市において設立された会社で「餃子の王将」の名称で中華料理店をチェーン展開し、被告は大阪市において設立された会社で「大阪王将」の名称で中華料理店をチェーン展開している。

原告（京都王将）は、下記のと通りのA商標とB商標とを有している。

A商標



指定商品

第30類「ぎょうざ，サンドイッチ，しゅうまい，すし，たこ焼・・・〈以下略〉」

B商標

元祖餃子の王将

指定商品

第30類「餃子，サンドイッチ，すし，ピザ，べんとう，ミートパイ，ラビオリ」

被告（大阪王将）は、下記のと通りの引用商標1，2，3とを有している。

引用商標1

王 将

指定商品

第30類「ぎょうざ，しゅうまい」（書換登録後）

引用商標2

王将

指定商品

第29類「食肉，卵，食用魚介類（生きているものを除く。）・・・〈以下略〉」

第30類「サンドイッチ，すし，べんとう，即席菓子のもと，酒かす」

第31類「食用魚介類（生きているものに限る。），海

藻類」(書換登録後)

引用商標 3



指定商品

第45類「漬物、及び他類に属しない食料品及び加味品」

被告(大阪王将)は、引用商標1ないし3に係る商標と指定商品が類似している(商標法4条1項11号)ことを理由に、特許庁に対し原告(京都王将)を被請求人として上記A商標については平成17年12月20日付けで、B商標については平成17年12月27日付けで、それぞれ商標登録の無効審判を請求した。特許庁は、A商標については平成18年10月20日付けで引用商標1ないし3とは「オウショウ」の称呼及び「王将」の観念を共通にする類似する商標であり指定商品も一部類似するとして、指定商品「ぎょうぎ、サンドイッチ」等についてのA商標の登録は無効であり、その余は無効でないとする審決をした。一方、B商標については平成19年1月31日付けで、引用商標1ないし3とはその称呼・観念・外観がいずれも区別し得るから、商標において非類似であるとして、無効審判請求不成立の審決をした。

そこで、A商標に関する上記審決に不服の原告(京都王将)が審決の取消しを求めて提起した訴訟がA事件(平成18年(行ケ)第10519号)であり、B商標に関する上記審決に不服の被告(大阪王将)がその審決の取消しを求めて提起した訴訟がB事件(平成19年(行ケ)第10091号)である。

(裁判所の判断)

A事件：A商標と引用各商標とは、外観において区別しうるが、称呼については場合によりこれを同じくし、観念は同一である。そこで、指定商品を中心とした取引の実情を踏まえると、共通の指定商品である餃子に関し、その取引者・需要者には、A商標は高い識別力を有し、その外観により原告の商品であることを想記させるものとして引用各商標と識別することは十分に可能というべきである。A商標と引用各商標とは、同一または類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとは認められず、互いに類似する商標であるということとはできない。そうすると、A事件の審決には、法4条1項11号にいう類否判断を誤った違法がある。

B事件：B商標と引用各商標とは、外観において一応区別しうるもののそれほど顕著な差異とはいえず、称呼については構成音及び語調語感にさほどの差異はなく、観念についてはほぼ同一である。指定商品の取引の実情を踏まえて商品の出所に誤認混同をきたすおそれがあるか否かについて検討すると、原告がB商標を実際に使用しているとの証拠

もなく、原告の使用する「餃子の王将」と「元祖」とを組み合わせるなどした表示も使用していないことから、商品の出所に誤認混同をきたすおそれがないとはいえない。原告は、「餃子の王将」についてはこれを標章として使用しており、著名である旨も主張するが、「元祖餃子の王将」として標章を使用している事実は認められず、「元祖餃子の王将」の文字から「餃子の王将」の部分だけが取り出され認識されるほどに著名であるとまで認めることはできない。よって、原告の主張は採用することができない。そうすると、B商標と引用各商標とは、同一または類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがある類似の商標であるといえる。そうすると、B事件の審決には、法4条1項11号にいう類否判断を誤った違法がある。